

令和 8 年 3 月 24 日

安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱の全部を改正する告示を次のように定める。

安芸高田市長 藤本 悦志

### 安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱

安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱(平成 28 年安芸高田市告示第 29 号)の全部を改正する。

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、市の経済の発展に資することを目的とし、市内において新たに起業を行う者の起業に要する経費に対し、予算の範囲内で安芸高田市起業支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、安芸高田市補助金等交付規則(平成 16 年安芸高田市規則第 40 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 229 条に規定する開業等の届出(以下「開業届」という。)により、新たに市内において事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 148 条第 1 項に規定する内国普通法人等の設立の届出(以下「法人設立届出書」という。)をし、市内において事業を開始する場合

(2) 起業の日 開業届に記載の開業の日又は法人設立届出書に記載の事業開始(見込み)年月日をいう。

(3) 事業所 事業の用に供するために必要なサービス、商品等の生産・販売等を目的として設置され、当該場所において継続して事業活動が行われる施設をいう。

(4) 設備備品 事業の用に供するために必要な機械、装置、又は器具をいう。  
(補助対象者等)

第 3 条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市の認定連携創業支援等事業者(産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)第 128 条第 2 項に規定する認定連携創業支援等事業者をいう。以下同じ。)が行う特定創業支援等事業(同法第 2 条第 33 項に規定する特定創業支援等事業をいう。以下同じ。)による支援を受けた者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 開業届又は法人設立届出書の「本店又は主たる事務所の所在地」に安芸高田市を指定している者(予定を含む)

(2) 市内に住所を有し、新たに市内で事業所を設置する者

(3) 認定連携創業支援等事業者において起業相談を受け、事業の計画作成と実施について支援を受けている者

(4) 起業の日以後 3 年以上、事業継続する意思のある者

(補助の対象外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助対象者としてしない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の適用を受ける事業又は公序良俗に反する事業を開始する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団に係る者

(3) 市外に本店を有する事業者の支店等として起業する者

(4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を行う者

(5) 営業に関して必要な許認可を取得していない者。ただし、事業所整備後に限り取得し得る許認可は除く。

(6) 市税に滞納がある者

(7) 補助対象業種一覧(別表第 1)に定める交付対象外の業種で起業する者

(補助対象事業及び補助金の額)

第 5 条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)は補助対象事業及び補助対象経費一覧(別表第 2)に掲げるとおりとし、市長が必要かつ適当と認めるものについて交付するものとする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税を除くものとし、同一事業により国、県又は他の団体の補助金の交付を受けている経費は対象外とする。

2 補助金の額は、補助対象事業及び補助対象経費一覧(別表第 2)に掲げる補助対象事業の区分に応じ算出した補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額(その額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、100 万円を限度とする。

3 補助金の交付は、同一の者に対して 1 回限りとする。

(交付申請等)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、安芸高田市起業支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の写し(証明日から 1 年以内のものに限る)

(2) 安芸高田市起業支援事業計画書(様式第 2 号)

(3) 開業届又は法人設立届出書の写し。ただし、開業届又は法人設立届を未提出の場合は、省略できるものとする。

(4) 個人の場合は住民票の写し。法人の場合は法人登記事項証明書(全部事項証明書)の写し。

(5) 市税の納税証明書(滞納がない旨の証明)

(6) 補助対象経費を証する書類の写し(見積書等で起業の日前 6 か月以内のものに限る。また、補助対象経費が工事を伴うものである場合においては、工事着手前の状況が分かるもの。)

(7) 営業許可証の写し(営業許可証が必要である事業の場合に限る。ただし、事業所整備後に限り取得し得る許認可は省略できるものとする。)

(8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 申請期間は、第 1 期目を 4 月 1 日から 6 月 15 日までとし、第 2 期目を 10 月 1 日から 11 月 15 日までとする。ただし、第 2 期目の申請期間は、予算上補助金の交付が可能である場合に限り、設けるものとする。

(申請内容の審査)

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、安芸高田市附属機関設置条例(令和 6 年安芸高田市条例第 8 号)に規定する安芸高田市起業支援補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮問し、審査委員会が当該申請に係る審査及び選考を行う。

2 申請者は、審査委員会において、当該申請に係る補助対象事業について説明を行うものとする。

(交付決定)

第 8 条 市長は、審査委員会から前条の審査及び選考の結果の報告を受け、補助金の交付を決定したときは安芸高田市起業支援事業補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により、交付しないと決定したときは安芸高田市起業支援事業補助金不交付決定通知書(様式第 4 号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 9 条 市長は、前条の交付決定に際し、次の条件を付することができるものとする。

(1) 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

イ 補助対象事業の完了前に廃業する場合

(2) 補助対象経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補助事業完了後 3 年間保管し、市長から請求があったときは、速やかに提出すること。

(3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)について、補助事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(4) 補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間は取得財産を処分してはならない。

(5) 交付申請に際し、第 6 条第 1 項第 3 号及び同項第 7 号に規定する書類を省略したときは、実績報告とともに提出すること。

(申請内容の変更等)

第 10 条 第 8 条の規定による交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更するとき又は補助対象事業の 20 パーセ

ントを超える額の増減があるときは、安芸高田市起業支援事業補助金変更承認申請書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する安芸高田市起業支援事業補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、安芸高田市起業支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第 6 号)により、補助事業者へ通知するものとする。ただし、補助金の額については、第 8 条により交付決定した補助金の額を超えないものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第 11 条 補助事業者は、事業を中止し、又は補助金の交付申請を取下げするときは、安芸高田市起業支援事業補助金取下げ申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する安芸高田市起業支援事業補助金取下げ申請書の提出があったときは、補助金の交付決定を取り消し、安芸高田市起業支援事業補助金取消決定通知書(様式第 8 号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(着手届)

第 12 条 補助事業者は、補助対象事業を開始するときは、安芸高田市起業支援事業補助金補助対象事業着手届(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときには、安芸高田市起業支援事業補助金実績報告書(様式第 10 号)に次に掲げる書類を添え、補助対象事業の完了した日から 20 日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日までの、いずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 安芸高田市起業支援事業報告書(様式第 11 号)

(2) 第 6 条第 1 項第 3 号ただし書で交付申請した場合、開業届の写し又は法人設立届の写し及び法人登記事項証明書(全部事項証明書)の写し

(3) 第 6 条第 1 項第 7 号ただし書で交付申請した場合、営業許可証の写し

(4) 領収書・契約書の写し又は支払を証明する書類

(5) 事業の実施状況が確認できる成果物(写真等)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助対象事業の完了後 3 年間は事業継続状況を報告するため安芸高田市起業支援事業継続状況報告書(様式第 12 号)に、確定申告書等を添付して会計年度終了後 60 日以内に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、安芸高田市起業支援事業補助金確定通知書(様式第 13 号)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の請求)

第 15 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、安芸高田市起業支援事業補助金交付請求書(様式第 14 号)を市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第 16 条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、安芸高田市起業支援事業補助金(概算払)交付請求書(様式第 15 号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付の決定を受けた補助対象事業以外に補助金を使用したとき。
- (3) 交付の決定を受けた補助対象事業を中止したとき。
- (4) 補助金の確定後 3 年以内に事業を廃止又は変更したとき。
- (5) 許可なく 3 月以上の休業があったとき。
- (6) 許可なく取得した財産の処分を行ったとき。
- (7) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、第 11 条第 2 項又は前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 14 条の規定による補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、令和 8 年度以後に申請のあった補助金について適用し、令和 7 年度以前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

(失効)

3 この告示は、令和 12 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において補助金の交付決定を受けた者に係る規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表第1(第4条関係)

補助対象業種一覧

日本標準産業分類のうち大分類C・D・E・F・G・H・I・K・L・M・Oはすべて補助金の交付対象業種				
日本標準産業分類のうち大分類A・B・P・Q・S・Tはすべて補助金の交付対象外の業種				
日本標準産業分類のうち大分類J・N・Rについては表中のとおり				
大分類	項目名	中分類	小分類	交付対象の別
J	金融業、保険業	62 銀行業	小分類すべて	交付対象外の業種
		63 協同組織金融業	小分類すべて	交付対象外の業種
		64 貸金業等	小分類すべて	交付対象外の業種
		65 金融取引業	小分類すべて	交付対象外の業種
		66 補助的金融業	小分類すべて	交付対象外の業種
		67 保険業	674 保険媒介代理業	交付対象業種
			675 保険サービス業	交付対象業種
			記載外の小分類	交付対象外の業種
N	生活関連サービス業・娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	小分類すべて	交付対象業種
		79 その他の生活関連サービス業	小分類すべて	交付対象業種
		80 娯楽業	803 競輪・競馬等の競走場、競技団	交付対象外業種
			806 遊技場	下記細分類以外は交付対象外の業種
			809 その他の娯楽業	下記細分類以外は交付対象外の業種
			上記 806、809 の小分類のうち、	細分類 8061、8062、8065、8069、8091、8095、8096、8099 は交付対象業種
			記載外の小分類	交付対象業種
R	サービス業（他に分類されないもの）	93 政治・経済・文化団体	小分類すべて	交付対象外の業種
		94 宗教	小分類すべて	交付対象外の業種
		96 外国公務	小分類すべて	交付対象外の業種
		記載外の中分類	小分類すべて	交付対象業種

備考 産業の分類は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による。

別表第2(第5条関係)

補助対象事業及び補助対象経費一覧

補助対象事業		内容	補助対象経費
(1)	事業所改修事業	対象者が起業を行う場合に必要事業所の改修・取得・建築、改装、修繕(以下「事業所改修」という。)に要する費用	事業所改修に係る需用費(修繕料)・役務費(手数料)・委託料(一般業務に関する委託料・調査設計監理委託料)・工事請負費(単独事業)・財産購入費(建物)。事業所部分を契約上確認できること。また、工事請負費の中に設備備品整備事業が含まれる場合は、見積書等を別々に記載すること。
(2)	設備備品整備事業	対象者が起業を行う場合に必要設備備品の取得に要する費用	購入代金が1個につき1万円以上の備品購入費(一般備品)。ただし、自動車等車両・自転車・文房具類・パソコン・タブレット端末、事務用プリンター・複合機・カメラ・ウェアブル端末・PC周辺機器(ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター・WEBカメラ・ヘッドセット・イヤホン等)・電話機・家庭用電気器具等、汎用性が高く目的外使用になりえるものは補助対象外。また、単なる取り換え更新である設備備品は補助対象外。
(3)	起業開始時事業	対象者が起業開始時に必要法人登記費用(登録免許税及び印紙税を除く)、事業所を賃借する場合の家賃(起業した月から実績報告を行う月までのうち、連続した3か月分を限度)、商工会加入金、など(以下「初期費用」という。)に要する費用	1件当たり5千円以上の初期費用に係る役務費(手数料)、委託料(一般業務に関する委託料)・使用料及び賃借料(不動産借上料)、負担金補助及び交付金(負担金)。ただし、事業所の営業活動に継続的に活用できる初期費用は補助対象外。また、賃借する物件に係る敷金・礼金は補助対象外であり、家賃については事業所部分を契約上確認できること。

- \* 全ての補助対象事業において、対象者及び対象者の3親等内の親族または対象者設立法人の役員(以下「対象者及び役員等」という。)が、契約の相手方である場合は補助対象外。
- \* (1)・(3)の補助対象事業について、対象者及び役員等が住居あるいは住居兼用で使用する部分については補助対象外。
- \* 補助対象事業に必要なものと特定できる経費が対象。
- \* 補助対象経費は消費税及び地方消費税を除きます。また、国、県又は他の団体の補助金の交付を受けている経費は対象外です。

安芸高田市起業支援事業補助金交付申請書

年 月 日

安芸高田市長 様

住 所  
申 請 者

印

(個人申請で署名の場合は押印不要)

安芸高田市起業支援事業補助金の交付を受けたいので、安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付資料

- (1) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の写し(証明日から 1 年以内のものに限る)
- (2) 安芸高田市起業支援事業計画書(様式第 2 号)
- (3) 開業届又は法人設立届出書の写し。ただし、開業届又は法人設立届を未提出の場合は、省略できるものとする。
- (4) 個人の場合は住民票の写し(法人の場合は法人登記事項証明書(全部事項証明書)の写し)
- (5) 市税の納税証明書(滞納がない旨の証明)
- (6) 補助対象経費を証する書類の写し(見積書・工事着手前の写真等)
- (7) 営業許可証の写し(営業許可証が必要である事業の場合に限る。ただし、事業所整備後に限り取得し得る許認可は省略できるものとする。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

\*裏面の誓約書に署名又は押印してください。

# 誓約書

安芸高田市長 様

私は、安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の規定に基づく補助金の交付申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。

1. 私は、交付要綱第3条の補助対象者であることを誓約します。
2. 私は、交付要綱第4条の補助の対象外に該当しない事を誓約します。
3. 私は、申請にあたり、第5条第1項に規定する経費について一切の偽りはなく本事業の目的のためだけの経費であることを誓約します。
4. 私は、申請にあたり、交付要綱第6条の規定書類を市が指定する申請期間内に提出し、かつ、申請内容について一切の偽りが無いことを誓約します。
5. 私は、交付要綱第9条の交付条件を遵守することを誓約します
6. 私は、補助対象事業を開始するときは、交付要綱第12条に規定する着手届を事業開始と同時に提出することを誓約します。
7. 私は、実績報告にあたり、交付要綱第13条第1項及び第2項の規定書類を市が指定する期日までに遅滞なく提出し、かつ、内容について一切の偽りが無いことを誓約します。
8. 7について、市の指定する期日を遅滞した場合には、市が交付決定した額の全額について、市からの返還要求があっても一切の意義申し立てをせず、返還することを誓約します。
9. 私は、交付要綱第17条の規定に準じ、一切の意義申し立てがないことを誓約します。
10. 私は、起業の日から起算して、3年間、市の承認なく休業又は廃業等事業活動の中止及び閉業しないことを誓約します。
11. 私は、市又は市の事業を管理運営する者が実施する事業に関し、事業の広報活動等において、積極的に協力を図り、事業所の名称、住所、代表者名等の情報及び写真、動画等における肖像についてその一切を開示することを許可します。
12. 本補助金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ないことを誓約します。

年 月 日

本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は補助金の申請を取り下げます。補助金の額確定後に発覚した場合は、補助金を返還します。

住 所 安芸高田市

申 請 者

印

(個人申請で署名の場合は押印不要)



### 3.申請者の略歴など

・経歴・職歴・業務内容

年 月	経 歴

・保有資格

取得日	名称等

・人的ネットワーク

・その他

### 4. 事業内容詳細

・週の営業日数及び営業時間

営業日：週 日 営業時間： 時から 時まで

・ターゲット市場・需要予測・マーケットの分析等

・販売先・販売方法等

相手先	販売方法等	備考

・具体的な商品・製品・サービスの内容と提供価格

品目	詳細	価格帯

・仕入先等

相手先	所在地	詳細	備考 (URL 等)

・販促、集客方法等

内容	方法等	備考

・セールスポイント (独自性や他の事業者と比較して優れている点や競争優位性等)

・地域資源活用等

## 5. 実施体制等

・従業員の状況（申請者を含む）

業務内容	従業員の状況（人）		
	1年目	2年目	3年目

備考：

・組織図等（別紙で提出も可）

・事業開始後の課題と対応策

## 6. 実施スケジュールについて

項目	期間	項目	期間
起業イメージの具体化	年 月～年 月	特定創業支援事業の受講	年 月～年 月
借入先との調整	年 月～年 月	仕入先との調整	年 月～年 月
販売ルートの構築	年 月～年 月	人材の確保	年 月～年 月
事業所購入または賃貸借契約の締結	年 月～年 月	事業所の改装工事・設備備品の調達	年 月～年 月
広報・販促活動	年 月～年 月	各種届出	年 月～年 月
	年 月～年 月		年 月～年 月
	年 月～年 月		年 月～年 月
	年 月～年 月		年 月～年 月
	年 月～年 月		年 月～年 月

\*その他起業するにあたり、必要なステップがあれば追記

## 7.設備投資と資金計画

### ・事業所改修等

名称/内容	見積先	金額 (円)
合計		

### ・設備備品等

名称/型番	個数	見積先	金額 (円)
合計			

### ・起業開始時運転資金 (各々の費用の3ヶ月を計上)

名称/内容	見積先	金額 (円)
合計		

### ・合計

必要資金合計 (円)

### ・資金計画

調達先	金額 (円)	備考
合計		

## 8.収支計画

### ・開業当初の月次収支予想

内容	金額 (円)	算出根拠
A 売上高		
B 売上原価		
C 売上総利益		
D 販売費・一般管理費		
人件費		
地代家賃		
水道光熱費		
通信費		
旅費交通費		
備品・消耗品		
その他経費		
E 営業利益 (C-D)		
F 営業外収益		
G 営業外費用 (支払利息等)		
H 経常利益 (E+F-G)		

### ・1年後の月次収支予想

内容	金額 (円)	算出根拠
A 売上高		
B 売上原価		
C 売上総利益		
D 販売費・一般管理費		
人件費		
地代家賃		
水道光熱費		
通信費		
旅費交通費		
備品・消耗品		
その他経費		
E 営業利益 (C-D)		
F 営業外収益		
G 営業外費用 (支払利息等)		
H 経常利益 (E+F-G)		

・2年後の月次収支予想

内容	金額 (円)	算出根拠
A 売上高		
B 売上原価		
C 売上総利益		
D 販売費・一般管理費		
人件費		
地代家賃		
水道光熱費		
通信費		
旅費交通費		
備品・消耗品		
その他経費		
E 営業利益 (C-D)		
F 営業外収益		
G 営業外費用 (支払利息等)		
H 経常利益 (E+F-G)		

・3年後の月次収支予想

内容	金額 (円)	算出根拠
A 売上高		
B 売上原価		
C 売上総利益		
D 販売費・一般管理費		
人件費		
地代家賃		
水道光熱費		
通信費		
旅費交通費		
備品・消耗品		
その他経費		
E 営業利益 (C-D)		
F 営業外収益		
G 営業外費用 (支払利息等)		
H 経常利益 (E+F-G)		

## 9.安芸高田市起業支援事業収支予算

・収入			(単位：円)
区分	起業に要する必要資金	算出根拠	
自己資金		7.設備投資と資金計画に記載	
本事業による補助金		下記に記載	
借入等			
その他 ( )			
合 計			

  

・支出				(単位：円)
補助対象事業区分	総事業費	補助対象事業費 (税込)	補助対象経費 (税外経費)	補助金 充当額  ( $B \times 1/2$ ) = C
		A	B	
事業所改修事業				
設備備品整備事業				
起業開始時事業				
補助対象事業合計				(補助上限額 100 万円)

\* 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いて計上

\* 補助金充当額は、千円未満を切り捨てて計上

## 10.事業の計画と実施について

この事業計画書の作成にあたり起業相談を受け、事業の実施について今後も相談に応じます。

  
  

年      月      日

\_\_\_\_\_ 認定連携創業支援等事業者 (代表者) 印

住 所  
申 請 者

安芸高田市長



安芸高田市起業支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった安芸高田市起業支援事業補助金について、年 月 日開催の安芸高田市起業支援補助金審査委員会で審査した結果、次のとおり補助金の交付を決定します。

記

1 交付の対象事業、交付決定額など

(1) この補助事業の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、安芸高田市起業支援事業で、その内容は、年 月 日付けの申請書のとおりである。

(2) 補助対象事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金交付決定額	金	円

2 交付の条件

(1) 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

イ 補助対象事業の完了前に廃業する場合

(2) 補助対象経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補助事業完了後3年間保管し、市長から請求があったときは、速やかに提出すること。

(3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)について、補助事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(4) 補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間は取得財産を処分してはならない。

(5) 交付申請に際し、第6条第1項第3号及び同項第7号に規定する書類を省略したときは、実績報告を行うまでに提出すること。

様式第4号(第8条関係)

第 号

年 月 日

住 所  
申 請 者

安芸高田市長

安芸高田市起業支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった安芸高田市起業支援事業補助金について、  
年 月 日開催の安芸高田市起業支援補助金審査委員会で審査した結  
果、不交付となりましたので通知します。

理由

様式第 5 号(第 10 条関係)

年 月 日

安芸高田市長 様

住 所  
申 請 者 印  
(個人申請で署名の場合は押印不要)

安芸高田市起業支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け、 第 号で交付決定を受けた補助金の申請  
内容について次のとおり変更したいので、安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱  
第 10 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の名称

安芸高田市起業支援事業

2 補助金の変更申請額

交付決定額 金 円

変更申請額 金 円

3 変更理由

4 添付書類

変更収支予算書

市長が必要と認める書類

## 変更収支予算書

### 1 収入

(単位：円)

区 分	変更前予算額	変更後予算額	増減額	積算根拠
安芸高田市補助金				
自己資金				
合 計				

### 2 支出

(単位：円)

上段：予算額、中段：補助対象経費、下段：補助金等充当額

区 分	変更前予算額	変更後予算額	増減額	備 考
合 計				

第 号  
年 月 日

住 所  
申 請 者

安芸高田市長



安芸高田市起業支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請の安芸高田市起業支援事業の内容の変更申請については、申請のとおり承認し、年 月 日付け、第 号で交付決定した安芸高田市起業支援事業補助金について、次のとおり変更したので通知します。

1 交付の金額

既交付決定額	金	円
変更後の交付決定額	金	円
(差引額)	金	円

2 補助金の対象事業、内容など

(1) この補助事業の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、安芸高田市起業支援事業で、その内容は、年 月 日付けの変更申請書のとおりである。

(2) 補助対象事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

補助対象事業に要する経費	金	円
変更後の交付決定額	金	円

3 交付の条件

安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱第 9 条及び安芸高田市補助金等交付規則(平成 16 年規則第 40 号)の規定するところによる。

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

安芸高田市長 様

住 所  
申 請 者 印  
(個人申請で署名の場合は押印不要)

安芸高田市起業支援事業補助金取下げ申請書

年 月 日付け、 第 号で補助金交付の決定を受けた安芸高田市起業支援事業補助金の申請を取下げたいので、安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき申請します。

1 補助事業の名称

安芸高田市起業支援事業

2 補助金の取下げ申請額

交 付 決 定 額	金	円
受 取 済 金 額	金	円
取 下 げ 申 請 額	金	円
差 引 返 還 額	金	円

3 取下げ理由

第 号  
年 月 日

住 所  
申 請 者

安芸高田市長



安芸高田市起業支援事業補助金取消決定通知書

年 月 日付けで提出された取下げ申請について承認し、年  
月 日付け、第 号で交付決定した補助金の交付額を次のとおり取消  
したので通知します。

1 取消の金額

交 付 決 定 額	金 _____ 円
支 払 済 金 額	金 _____ 円
補 助 金 取 消 金 額	金 _____ 円
差 引 返 還 額	金 _____ 円

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

安芸高田市長 様

住 所  
申 請 者 印  
(個人申請で署名の場合は押印不要)

安芸高田市起業支援事業補助金補助対象事業着手届

年 月 日付け、 第 号で補助金交付の決定を受けた安芸高田市起業支援事業補助金の補助対象事業を着手しますので、安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱第12条の規定により届け出します。

1 補助対象事業着手年月日

\_\_\_\_\_年 月 日

様式第 10 号(第 13 条関係)

年 月 日

安芸高田市長 様

住 所  
申 請 者 印  
(個人申請で署名の場合は押印不要)

安芸高田市起業支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け、 第 号で補助金交付の決定を受けた安芸高田市起業支援事業が完了したので、安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金の交付決定額及びその精算額

交 付 決 定 額	金	円
受 取 済 金 額	金	円
実 績 報 告 額	金	円
精 算 額	金	円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 安芸高田市起業支援事業報告書(様式第 11 号)
- (2) 第 6 条第 1 項第 3 号ただし書きで交付申請の場合、開業届または法人設立届の写し並びに法人登記事項証明書(全部事項証明書)の写し
- (3) 第 6 条第 1 項第 7 号ただし書きで交付申請の場合、営業許可証の写し
- (4) 領収書・契約書の写し又は支払を証明する書類
- (5) 事業の実施状況が確認できる成果物(写真等)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## 安芸高田市起業支援事業報告書

## 1. 申請者

申請者名	
住 所	安芸高田市
電話番号	

## 2. 事業内容概要

法人名/屋号			
住 所			
電話番号			
●法人の場合は法人設立日 ●個人の場合は実際に営業を開始した日または開業届に記載の日	年 月 日		
週の営業日数	日	運営時間	
事業内容 (商品・サービスの内容)			

## 3. 事業の成果と今後の目標、その他報告すべき事項

## 4. 従業員の状況

実績報告時点 人 (申請者を含み 人就労 (内訳: ))

5. 実績報告直前の月の売上高等（      年      月分

内容	金額（円）	算出根拠
A 売上高		
B 売上原価		
C 売上総利益		
D 販売費・一般管理費		
人件費		
地代家賃		
水道光熱費		
通信費		
旅費交通費		
備品・消耗品		
その他経費		
E 営業利益（C-D）		
F 営業外収益		
G 営業外費用（支払利息等）		
H 経常利益（E+F-G）		

6. 安芸高田市起業支援事業収支決算書

収入

（単位：円）

区 分	起業に要した必要資金	積算根拠
自己資金		
本事業による補助金		
借入等		
その他（      ）		
合 計		

支出

（単位：円）

補助対象事業区分	総事業費	補助対象事業費 （税込）	補助対象経費 （税外経費）	補助金 充当額  (B×1/2) =C
		A	B	
事業所改修事業				
設備備品整備事業				
起業開始時事業				
補助対象事業合計				(補助上限額 100 万円)

\* 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いて計上

\* 補助金充当額は、千円未満を切り捨てて計上

様式第 12 号(第 13 条関係)

年 月 日

安芸高田市長 様

住 所

申 請 者

印

(個人申請で署名の場合は押印不要)

安芸高田市起業支援事業継続状況報告書

次のとおり、事業を継続していますので報告します。

添付資料

- (1) 確定申告書等の写し
- (2) 事業の継続状況が確認できる資料(営業中の写真等)

様式第 13 号(第 14 条関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
申 請 者

安芸高田市長



安芸高田市起業支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け、 第 号で交付決定した安芸高田市起業支援事業補助金の額を、 年 月 日付けで提出の事業実績報告書に基づいて、次のとおり確定します。

- |                   |   |   |
|-------------------|---|---|
| 1 交 付 決 定 額       | 金 | 円 |
| 2 交 付 金 支 払 済 金 額 | 金 | 円 |
| 3 確 定 額           | 金 | 円 |

\* 交付金支払済金額と確定額について差額が生じた場合は、この通知を受けた日から 5 日以内に同封の返納通知書により返還してください。

年 月 日

安芸高田市起業支援事業補助金交付請求書

安芸高田市長 様

住 所  
請 求 者

印

年 月 日付け、 第 号で補助金の確定を受けた安芸高田市起業支援事業補助金を、安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、次のとおり請求をします。

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

フリガナ							
口座名義							
金融機関名	銀行 金庫 信組 農協						店
口座種別	普通 ・ 当座						
口座番号							

年 月 日

安芸高田市起業支援事業補助金(概算払)交付請求書

安芸高田市長 様

住 所  
請 求 者 印

年 月 日付け、 第 号で補助金の交付決定を受けた安芸高田市起業支援事業補助金を、安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

フリガナ							
口座名義							
金融機関名	銀行 金庫 信組 農協						店
口座種別	普通 ・ 当座						
口座番号							